

●所得・課税・扶養証明書、納税証明書等についてご案内します。

証明の種類	証明事項	単位	金額
所得・課税・扶養証明書 (所得証明書) (非課税証明書)	市・県民税（個人住民税）の算定基礎となった前年中（1月～12月まで）の所得に対する課税額等の証明です。 年度の切替は6月初旬となりますので、切替日前は前々年の所得の証明となります。（その年の1月1日現在の住所のあった市町村で交付します。）	1通	300円
納税証明書	賦課年度、事業年度、税目ごとの年税額、納付額及び未納額等の証明です。	1年度 1税目	300円 ※軽自動車税の車検用納税証明書は無料。
市税完納証明書	証明書発行期日に納期限に達している市税について、全て納付済みであることの証明です。 年度、税目の指定はできません。	1通	300円
営業証明書	法人及び個人事業主が、飯田市内で営業を行っていることを法人（市民）税の課税台帳等により確認し、証明します。	1通	300円

「所得・課税・扶養証明書」及び「営業証明書」は税務課、「納税証明書」及び「市税完納証明書」は、納税課でそれぞれ取り扱っています。